第四十三回国会

参議院石炭対策特別委員会会議録第十号

昭和三十八年六月十八日（火曜日）
午後二時四十四分開会

委員の異動
六月十四日
辞任　補欠選任
森　元治郎君　小宮市太郎君

出席者は左の通り。
委員長　堀　末治君
理事　鹿島　俊雄君
　　亀井　光君
　　大矢　正君
　　大竹平八郎君
委員　川上　為治君
　　劍木　亨弘君
　　高野　一夫君
　　徳永　正利君
　　武藤　常介君
　　吉武　恵市君
　　阿具根　登君
　　柳岡　秋夫君
国務大臣
通商産業大臣　福田　一君
政府委員
通商産業省石炭局長　中野　正一君
通商産業省鉱山保安局長　入谷　芳裕君
事務局側
常任委員会専門員　小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠互選の件
○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案（内閣送付、予備審査）
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○委員長（堀末治君）　ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告をいたします。六月十四日、森元治郎君が委員を辞任され、その補欠として小宮市太郎君が選任されました。

○委員長（堀末治君）　次に、理事の辞任についてお諮りをいたします。徳永正利君及び劍木亨弘君から、都合により、理事を辞任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（堀末治君）　御異議ないと認めます。
○委員長（堀末治君）　つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。その互選の方法は、慣例により、便宜その指名を委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（堀末治君）　御異議ないと認めます。それでは私から、亀井光君、鹿島俊雄君を理事に指名いたします。

○委員長（堀末治君）　次に、本委員会に六月十日予備審査のため付託されました産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案を議題とし、提案理由の説明をお願いすることにいたします。
○国務大臣（福田一君）　ただいま提案になりました産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。
石炭鉱業におきましては、石炭鉱業合理化計画に基づきまして、その整備ないし近代化等が進められてきているところでありますが、これに伴いまして、事業活動が縮小され、あるいは休廃止の状態に立ち至った石炭鉱山が少なからず現われ、その結果として、経済の基盤を石炭鉱山に依存する産炭地域の疲弊が目立って参りました。とりわけ、産炭地域における中小商工業者につきましては、こうした影響が一段と強く及ぶものと考えられる次第であります。
政府におきましては、過般、石炭対策大綱を閣議決定いたしました際、石炭鉱山の終閉山に伴い、移住、転業を余儀なくされ、あるいは売掛金の回収の困難となった中小商工業者に対し、国民金融公庫及び中小企業金融公庫からの融資について特段の配慮を加えることといたしましたが、さらに、かような中小企業者については、とかくその信用力が薄弱であることにかんがみまして、信用補完制度の面で特別の措置を講ずる必要があると考えられる次第であります。
この法律案は、以上の趣旨に従いまして、事業が休廃止され、または鉱山労働者の数が著しく減った石炭鉱山の影響を受けて事業所の移転または事業の転換を余儀なくされた中小企業者、あるいはこのような石炭鉱山等に対して持っている売掛金債権などの回収が著しく困難となった中小企業者が所要の目的のために借り入れる資金についてなされる信用保証に関し、中小企業信用保険法の特例を定めるとともに、国及び地方公共団体が、このような中小企業者及びその従業員の職業及び生活の安定に資するため所要の措置を講ずるよう努力することについて定めるものであります。このうち、中小企業信用保険法の特例について申し上げますと、第一に、産炭地域関係中小企業者が受けた産炭地域関係保証については、その者に認められる信用保険の通常ワクに対し別ワク扱いとすること、第二に、この関係の保険におきましては、塡補率を通常の百分の七十から百分の八十に引き上げること、第三に、保険料率につきましては、通常年百分の三以内でありますところを、年百分の二以内において政令で定める率に引き下げることであります。
以上、この法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重ご審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。
○委員長（堀末治君）　本案の質疑は後日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（堀末治君）　御異議ないと認めます。

○委員長（堀末治君）　次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案は、すでに提案理由の説明を聴取いたしてありますが、その後六月七日、衆議院の承諾を得て内閣修正されておりますので、この際、その修正の趣旨について説明をお願いいたしたいと存じます。
○国務大臣（福田一君）　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案中、修正点の趣旨を御説明申し上げます。
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、すでにこの国会に提出しておりますが、最近における石炭鉱業の状況にかんがみ、石炭鉱業の合理化の円滑な実施をはかるためにその再建をはかることが特に必要と認められる炭鉱の事業を再建するため、新たに石炭鉱業合理化事業団による石炭鉱業の再建に必要な資

金の貸付の制度を設けることとし、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に所要の修正を加えることといたしました。

この修正点の内容は、石炭鉱業合理化事業団の義務として、石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付を加えるものとし、この貸付は、一定の基準に該当する採掘権者に対し、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見を聞いて必要と認めた場合に行なうものとしたことであります。

なお、石炭鉱業合理化事業団の行なうこの貸付の業務は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものといたしております。以上がこの修正点の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるようお願い申し上げます。

○委員長（堀末治君）　本案の質疑は後日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀末治君）　御異議ないと認めます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

六月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者及びその従業員に関し、当該事業所の移転等に必要な資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置並びにこれらの者の職業及び生活の安定に資するための措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の整備による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接し、当該整備による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

2　この法律において「産炭地域関係中小企業者」とは、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについて当該事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。

一　産炭地域内における石炭鉱山が次のイ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該事業所において事業を継続することが困難となり、当該事業所を移転し、又は当該事業所における事業を転換する必要があると認められること。

イ　昭和三十五年四月一日以後において事業の全部又は一部が休止され、又は廃止された石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したもの

ロ　昭和三十五年四月一日以後において石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第三条第一項の石炭鉱業合理化基本計画に基づく事業の整備に伴つて鉱山労働者の数が著しく減少した石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したもの

二　産炭地域内における石炭鉱山が前号イ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該石炭鉱山に係る鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又はこれらの者と密接な関係がある消費生活協同組合その他通商産業省令で定める団体に対する売掛金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が著しく困難となり、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

3　この法律において「産炭地域関係保証」とは、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する債務の保証であつて、産炭地域関係中小企業者の前項の認定に係る同項第一号に規定する事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係るものをいう。

（中小企業信用保険法の特例）

第三条　法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中「小企業者一人についての保険価額の合計額が」とあるのは「小企業者一人についての産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「中小企業者一人についての保険価額の合計額が」とあるのは「中小企業者一人についての産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに」とする。

第四条　法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五条　法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（資料の提供等の依頼）

第六条　市町村長は、第二条第二項の認定をするため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長、商工会議所、商工会その他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を依頼することができる。

（国等の責務）

第七条　国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとする。

第八条　国は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて当該事業所において事業を継続することが困難となつたもの及びその従業員に対して、これらの者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和四十四年三月三十一日までに廃止するものとする。

昭和三十八年六月二十一日印刷　昭和三十八年六月二十二日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局